

上天草市議会情報セキュリティ基本方針

上天草市議会
令和8年3月

1 目的

この基本方針は、上天草市議会（以下「本市議会」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、本市議会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2 定義

(1) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(2) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(3) 情報セキュリティ

情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(4) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(5) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(6) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

3 対象とする脅威

情報資産に対する脅威として、以下の脅威を想定し、情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等
- (2) 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、操作・設定ミス、機器故障等の非意図的の要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
- (3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
- (4) 大規模・広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等
- (5) 電力供給の途絶、通信の途絶、水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等

4 適用範囲

(1) 適用範囲

本基本方針は、議員及び議会事務局職員（会計年度任用職員を含む。）（以下「議員等」という。）に適用する。ただし、本市議会活動（上天草市議会会議規則（平成16年4月6日議会規則第1号）に定める会議）に従事する場合に限る。

(2) 情報資産の範囲

本基本方針が対象とする情報資産は、次のとおりとする。

- ①ネットワーク及び情報システム並びにこれらに関する設備及び電磁的記録媒体
- ②ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（これらを印刷した文書を含む。）
- ③情報システムの仕様書及びネットワーク図等のシステム関連文書

5 議員等の遵守義務

議員等は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、職務の遂行に当たっては、本基本方針を遵守しなければならない。

6 情報セキュリティ対策

上記3の脅威から情報資産を保護するために、以下の情報セキュリティ対策を講じる。ただし、議会事務局職員（会計年度任用職員を含む。）は上天草市情報セキュリティポリシーを遵守するものとする。

(1) 組織体制

議会の保有する情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する組織体制を確立する。

(2) 情報資産の分類と管理

議会の保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性に応じて分類し、当該分類に基づいた情報セキュリティ対策を実施する。

(3) 物理的セキュリティ

議員等の使用する端末等の管理について、損傷、破壊または盗難等から情報資産を保護するために必要な物理的な対策を講じる。

(4) 人的セキュリティ

議員に対し、情報セキュリティに関する教育及び啓発を行う等の人的な対策を講じる。

(5) 技術的セキュリティ

アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策を講じる。

(6) 運用

情報システムの監視、本基本方針の遵守状況の確認等、本基本方針の運用面の対策を講じるものとする。また、情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応する。

(7) 外部サービス（クラウドサービスを含む。）の利用

外部サービス（クラウドサービスを含む。）を利用する場合には、必要に応じて利用にかかる規定を整備し対策を講じる。

7 情報セキュリティ監査及び自己点検の実施

本基本方針の遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

8 本基本方針の見直し

情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、本基本方針の見直しが必要となった場合及び情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要となった場合には、本基本方針を見直す。

9 他の執行機関等における方針との関係

上天草市の他の執行機関等が管理運用するネットワーク及び情報システムを利用する場合は、当該執行機関等の定める方針によるものとする。

附 則

令和8年3月24日制定

令和8年4月1日施行